

## 目录

### 税务 Tax

- 中华人民共和国增值税法实施条例
- 关于增值税一般纳税人登记管理有关事项的公告
- 关于个人销售住房增值税政策的公告

### 法务 Legal

- 企业注销指引（2025 年修订）

### 外汇与金融

### Foreign Exchange & Finance

- 关于跨国公司本外币一体化资金池业务有关事宜的通知
- 商业银行并购贷款管理办法
- 金融机构客户受益所有人识别管理办法

### 近期热点 Recent Hotspots

- 《增值税法》及《实施条例》正式施行，对企业的财务核算及纳税申报将产生哪些影响？
- 企业注销登记后，税务机关是否还可能继续追缴欠税并予以处罚？企业股东会否承担连带责任？
- 《企业会计准则第 30 号》及配套利润表格式的征求意见稿，其修订内容主要涉及哪些方面？就此，企业可以做哪些准备？

## 目次

（下記の日本語訳は参考用とします。）

### 税務

- 中華人民共和國增值稅法實施條例
- 增值稅一般納稅者登錄管理に関する事項の公告
- 個人住宅売却に関する增值稅政策の公告

### 法務

- 企業登録抹消手引(2025 年改訂)

### 外貨及び金融

- 多国籍企業の人民元・外貨一体化資金プーリング政策の通知
- 商業銀行による合併・買収貸付管理弁法
- 金融機関の顧客受益者本人確認管理弁法

### トピックス

- 『増値稅法』及び『實施條例』が正式に施行され、企業の財務會計及び納稅申告にどのような影響が生じるでしょうか？
- 企業が登記抹消した後、稅務機關は未納稅金の追徴と罰則を繼續して行う可能性であるか？企業の株主は連帶責任を負うべきでしょうか？
- 『企業會計基準第 30 号』及び関連する損益計算書フォーマットの意見募集稿において、主な改正内容はどの分野に及ぶでしょうか？これに対し、企業はどのような準備をするべきでしょうか？

## 税务 Tax

### 中华人民共和国增值税法实施条例

- 【发布单位】 国务院
- 【发布文号】 国务院令 第 826 号
- 【发布日期】 2025 年 12 月 30 日
- 【实施日期】 2026 年 1 月 1 日

【Link】 [https://www.gov.cn/zhengce/content/202512/content\\_7053149.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202512/content_7053149.htm)

2025 年 12 月 30 日，国务院颁布了《增值税法实施条例》（“《实施条例》”）。作为《增值税法》的重要配套法规，《实施条例》将自 2026 年 1 月 1 日起随同《增值税法》一并生效实施，相较于原《增值税暂行条例》及《增值税暂行条例实施细则》（合并简称“原法规”），其核心要点及变化主要包括：

- 明确“服务、无形资产在境内消费”的判定标准

境外单位或个人销售的服务和无形资产，凡购买主体为境内单位或个人（在境外现场消费的服务除外）、或与境内的货物、不动产、自然资源直接相关，或是财政、税务主管部门规定的其他情形，均视为在境内消费，应依法缴纳增值税。

- 小规模纳税人管理趋于严格  
具体可参考《国家税务总局公告 2026 年第 2 号》。
- 取消 5% 的征收率  
原适用 5% 征收率的应税交易后续税务处理方案，有待相关法规进一步明确。
- 重构“混合销售”的税务处理规则
  - 1) 混合销售不再局限于“货物+服务”的组合，只要一项交易涉及两个以上不同税率、征收率的业务，即可能构成混合销售。
  - 2) 混合销售的适用税率，从原来按“纳税人混的主营业务”，改为按该项应收交易的“主要业务”来确定。主要业务需体

## 税務

### 中華人民共和國增值稅法實施條例

- 【公布部門】 國務院
- 【公布文號】 國務院令 第 826 號
- 【公布日時】 2025 年 12 月 30 日
- 【施行日時】 2026 年 1 月 1 日

2025 年 12 月 30 日、國務院は『增值稅法實施條例』（以下『實施條例』という）を公布した。『增值稅法』の重要な関連法規として、『實施條例』は 2026 年 1 月 1 日より『增值稅法』とともに施行される。従来の『增值稅暫定條例』及び『增值稅暫定條例實施細則』（以下「旧法規」と総称）と比較し、その核心的な要点及び変更点は主に以下の通りである：

- 「サービス及び無形資産の国内消費」の判定基準を明確化

海外の法人または個人が販売するサービス及び無形資産について、購入主体が国内の法人または個人である場合（海外で現地消費されるサービスを除く）、または国内の貨物・不動産・天然資源と直接関連する場合、もしくは財政・税務主管部门が定めるその他の状況に該当する場合は、いずれも国内消費とみなされ、法に基づき増値税を納付しなければならない。

- 小規模納税者の管理が厳格化される

詳細は『國家稅務總局公告 2026 年第 2 号』を参照のこと。

- 5% の徴収率を廃止

従来 5% の徴収率が適用されていた課税取引の今後の税務処理方案については、関連法規のさらなる明確化を待つ必要がある。

- 「混合販売」の税務処理ルールの再構築

- 1) 混合販売はもはや「物品+サービス」の組み合わせに限定されず、一つの取引が二つ以上の異なる税率・徴収率の業務に関わる場合、混合販売を構成する可能性がある。
- 2) 混合販売の適用税率は、従来の「納税者が混合した主たる事業」に基づく方式から、当該取引の「主たる事業」に基づいて決定される方式に変更された。主たる事業は取引の

现交易的实质和目的，附属业务是主要业务的必要补充且以主要业务的发生为前提。主附关系的判定涉及专业判断，可能成为未来税企争议焦点。

実質と目的を反映する必要があり、付随事業は主たる事業の必要不可欠な補完であり、主たる事業の発生を前提とする。主従関係の判定には専門的な判断が伴い、将来の税務当局と納税者間の争点となる可能性がある。

• 视同应税交易的情形大幅精简

- 1) 新增无偿转让金融商品的情形。
- 2) 值得注意的是，无偿提供服务（如无偿借贷、无偿租赁等），不再属于视同应税交易。

• 課税取引とみなされる場合の大幅な簡素化

- 1) 金融商品の無償譲渡の新たなケースを追加する。
- 2) 注目すべきのは、無償でサービスを提供する場合（無償貸付、無償賃貸など）は、もはや課税取引とみなされない点である。

• 明确贷款服务利息支出的进项税“暂”不得抵扣

购进贷款服务的利息支出，及向贷款方支付的与贷款直接相关的费用（如投融资顾问费、手续费、咨询费等），对应的进项税额暂不得抵扣。但相关部门应适时研究和评估该项政策的执行效果，为后续可能的政策调整留有余地。

• 融資サービス利息支出に係る仕入税額の「暫定的な」控除不可を明確化

融資サービスの利息支出及び貸付先へ支払う融資に直接関連する費用（投資・融資顧問料、手数料、コンサルティング料等）に対応する仕入税額は、暫定的に控除不可とする。ただし、関係部門は適時に当該政策の実施効果を研究・評価し、今後の政策調整の可能性に備えるべきである。

• 混合用途的长期资产进项抵扣规则发生变化

针对既用于一般计税项目，又用于不允许抵扣项目的单项长期资产，按原值金额进行区分管理：

- 1) 若原值不超过 500 万元，其进项税额可全额抵扣；
- 2) 若原值超过 500 万元，购进时先全额抵扣进项税额，此后再根据调整年限计算不得抵扣的进项税额，逐年调整。

• 混合用途の長期資産における仕入税額控除ルールの変更

一般課税項目と控除不可項目に併用される単一長期資産については、原価額に基づき区分管理を行う：

- 1) 原価額が 500 万元以下の場合、仕入税額は全額控除可能；
- 2) 取得価額が 500 万元を超える場合、購入時にまず仕入税額控除を全額行い、その後調整年限に基づき控除不可となる仕入税額を算定し、毎年調整する。

• 新增自然人应税交易的征管规则

自然人发生应税交易，支付价款的境内单位为扣缴义务人，应代扣代缴增值税。

• 自然人による課税取引の徴管規則を新設

自然人が課税取引を行った場合、代金を支払う国内事業者は源泉徴収義務者となり、増徴税を源泉徴収・納付しなければならない。

• 增加出口业务申报的时间限制

若出口业务逾期未申报的，按照视同向境内销售缴纳增值税。

• 輸出業務申告の期限制限を追加

輸出業務の申告期限を過ぎた場合、国内販売とみなして増徴税を納付する。

- 首次在增值税法规层面增加一般反避税条款。

## 关于增值税一般纳税人登记管理有关事项的公告

- 【发布单位】 国家税务总局  
【发布文号】 国家税务总局公告  
2026 年第 2 号  
【发布日期】 2026 年 1 月 1 日  
【实施日期】 2026 年 1 月 1 日

【Link】 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5246538/content.html>

该公告旨在落实《中华人民共和国增值税法》及其实施条例的要求，就一般纳税人登记有关征管事项进一步予以明确，其主要内容如下：

- 登记标准与范围
  - 1) 年应税销售额超过小规模标准（以下简称“超标”），且不属于“自然人”或“不经常发生应税交易且主业不属应税范围的非企业单位，并选择按小规模纳税”的两类例外主体，必须办理一般纳税人登记。
  - 2) 未超标但会计核算健全的纳税人，可选择自愿登记。
- 销售额计算口径
  - 1) 按连续 12 个月或 4 个季度滚动累计应征增值税销售额，偶然发生的无形资产或不动产的销售额不计入；
  - 2) 因自行更正、风控稽查、稽查补查等调整销售额的，按纳税义务发生期归属，改变了原来计入调整当期销售额的规定。
- 办理登记时限：
  - 1) 因调整销售额导致超标的，应自调整之日起 10 个工作日内办理；
  - 2) 其他情况超标的，应在超标次月的申报期内办理；

- 增值税法规レベルで初めて一般反避税条項を追加。

## 增值税一般纳税人登録管理に関する事項の公告

- 【公布部門】 国家稅務總局  
【公布文号】 国家稅務總局公告  
2026 年第 2 号  
【公布日時】 2026 年 1 月 1 日  
【施行日時】 2026 年 1 月 1 日

本公告は、『中華人民共和國增值稅法』及びその實施條例の要求を履行し、一般納稅者登録に関する徵收管理事項をさらに明確にすることを目的としており、主な内容は以下の通りである：

- 登録基準と範囲
  - 1) 年間課税売上が小規模基準を超過（以下「基準超過」という）し、かつ「自然人」または「課税取引が頻繁に発生せず、主たる事業が課税範囲に属さない非企業単位で、小規模納税者としての選択をした」という二つの例外主体に該当しない場合、一般納税者登録を必ず行わなければならない。
  - 2) 基準を超過していないが、会計処理が健全な納税者は、自主登録を選択できる。
- 売上高の計算方法
  - 1) 連続 12 か月または 4 四半期のローリング累計課税売上高に基づき算定し、偶発的に発生した無形資産または不動産の売上高は算入しない。
  - 2) 自主更正、リスク管理監査、税務調査による追加徴収等による売上高を調整する場合、納税義務発生時期に帰属され、従来の調整当期の売上高に算入していた規定を変更した。
- 登録手続きの時間制限
  - 1) 売上高の調整により基準超過した場合、調整日から 10 営業日以内に手続きを行うこと。
  - 2) その他の事由により基準超過した場合は、超過月の翌月の申告期間内に手続きを行うこと。

- 3) 未按规定期限办理相关手续的,自规定期限结束后 5 个工作日内按一般纳税人管理。

• 生效日期与申报衔接

- 1) 生效规则: 对于超标纳税人,生效日为超标当期 1 日,改变了原来按登记当月或次月的 1 日作为一般纳税人生效日的规定;自愿登记的未超标纳税人,生效日为办理登记的当期 1 日。
- 2) 过渡期处理: 2025 年四季度或 12 月申报期销售额超标的,或 2026 年 1 月 1 日前已按增值税税率计税且不得抵扣进项税额的纳税人,生效日均为 2026 年 1 月 1 日;调整 2025 年及以前所属期销售额导致超标的,生效日不早于 2026 年 1 月 1 日。
- 3) 追溯登记的一般纳税人,应对生效之日起已按小规模申报的期间逐期更正申报,并对生效之日起已取得但未抵扣的增值税扣税凭证,逐期补做抵扣用途确认。

- 纳税辅导期管理废止: 自 2026 年 1 月 1 日起,停止实行增值税一般纳税人纳税辅导期管理。此前因增领专用发票而发生的预缴增值税有余额的,可抵减增值税税款或申请退还。

关于个人销售住房增值税政策的公告

- 【发布单位】 国家税务总局  
【发布文号】 财政部 税务总局公告  
2025 年第 17 号  
【发布日期】 2025 年 12 月 29 日  
【实施日期】 2026 年 1 月 1 日

【Link】 [https://m.mof.gov.cn/zcfb/202512/t20251230\\_3980793.htm](https://m.mof.gov.cn/zcfb/202512/t20251230_3980793.htm)

と。

- 3) 規定の期限内に関連手続きを完了しなかった場合、期限満了日の翌日から 5 営業日後に一般納税者として管理するものとする。

• 発効日と申告の連携

- 1) 発効ルール: 基準超過納税者については、発効日を超過した当期の 1 日とし、従来の登録月または翌月の 1 日を一般納税者発効日とする規定を変更する。自主登録の未超過納税者については、発効日を登録手続きを行った当期の 1 日とする。
- 2) 移行期間の取扱い: 2025 年第 4 四半期または 12 月の申告期間における売上高が基準を超過した場合、または 2026 年 1 月 1 日以前に既に増値税税率で課税され、仕入税額控除が認められない納税者については、発効日はいずれも 2026 年 1 月 1 日とする。2025 年及びそれ以前の所属期間の売上高を調整した結果基準超過した場合、発効日は 2026 年 1 月 1 日より早まらない。
- 3) 遡及登録された一般納税者は、効力発生日以降に小規模事業者として申告した期間について、各期ごとに修正申告を行うとともに、効力発生日以降に取得したが控除していない増値税控除証憑について、各期ごとに控除用途確認を補完しなければならない。

- 納税指導期間管理の廃止: 2026 年 1 月 1 日より、増値税一般納税者に対する納税指導期間管理を廃止する。これまでに専用発票の追加発行に伴い発生した増値税の仮払いが残高として残っている場合、増値税額から控除するか、還付を申請することができる。

個人住宅売却に関する増値税政策の公告

- 【公布部門】 国家稅務總局  
【公布文号】 財政部 稅務總局公告  
2025 年第 17 号  
【公布日時】 2025 年 12 月 29 日  
【施行日時】 2026 年 1 月 1 日

本公告对于个人销售住房的增值税政策进行了全国性的统一，具体如下：

- 取消房屋类型区别：不再区分普通和非普通住房。
- 明确“个人”的定义：不含个体工商户中的一般纳税人。
- 征收率的调整：出售不足2年的住房，征收率从5%降到3%；出售满2年及以上的住房，免征增值税。
- 过渡期安排：2026年1月1日前已发生销售但未申报的个人，可按新政执行。

本公告は個人による住宅売却に関する増値税政策を全国的に統一するものであり、具体的な内容は以下の通りである：

- 住宅種類の区別廃止：普通住宅と非普通住宅の区別を廃止。
- 「個人」の定義明確化：一般納税者として登録された個人事業主は含まれない。
- 税率の調整：購入後2年未満の住宅売却時は税率を5%から3%に引き下げ。購入後2年以上経過した住宅売却時は増値税を免除。
- 移行期間の取扱い：2026年1月1日以前に売却済みだが申告していない個人は、新政策を適用可能である。

## 法务 Legal

### 企业注销指引 (2025 年修订)

【发布单位】 市场监管总局 公安部 人力资源社会保障部 中国人民银行 海关总署 税务总局

【发布文号】 2025 年第 52 号

【发布日期】 2025 年 12 月 12 日

【施行日期】 2025 年 12 月 12 日

【Link】 [https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202512/content\\_7053238.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202512/content_7053238.htm)

《企业注销指引》于2019年由市场监管总局会同相关部门联合制定，历经2021年和2023年两次修订，本次为第三次修订。与2023年版相比，主要变化如下：

- 制定与参与机关扩容：2023年版指引仅由市场监管总局、海关总署、税务总局3个部门联合发布。而2025年版指引由6个部门联合发布，新增了公安部、人力资源社会保障部、中国人民银行3个部门，覆盖了企业注销流程中的印章备案、社保和银行账户更多环节。
- 根据最新法律法规进行更新：2024年7月1日实施的新《中华人民共和国公司法》对解散公示、清算义务人、强制注销等内容作出重大调整。新出台的《公司登记管理实施办法》明确了“存在股东（出资人）已注销、死亡”的解决路径。围绕以上法律法规规章的修订内

## 法務

### 企業登録抹消手引 (2025 年改訂)

【公布部門】 国家市場監督管理總局 公安部 人力資源社會保障部 中國人民銀行 稅關總署 國家稅務總局

【公布文号】 2025 年第 52 号

【公布日時】 2025 年 12 月 12 日

【試行日時】 2025 年 12 月 12 日

『企業登録抹消手引』は2019年に国家市場監督管理總局が關係部門と共同で制定し、2021年と2023年に2度の改訂を経て、今回が3度目の改訂となる。2023年版と比較した主な変更点は以下の通りである：

- 策定・参加機關の拡大：2023年版手引は市場監督管理總局、稅關總署、稅務總局的3部門による共同発表のみであった。一方、2025年版手引は公安部、人力資源社會保障部、中國人民銀行の3部門が新たに加わり、計6部門による共同発表となり、企業解散手続きにおける印鑑届出、社會保險、銀行口座などより多くの段階をカバーしている。
- 最新の法律・法規に基づき更新：2024年7月1日に施行された新『中華人民共和國會社法』は、解散公示、清算義務者、強制登記抹消などの内容について大幅な調整を行った。新たに制定された『會社登記管理實施弁法』は、『株主（出資者）が登記抹消済み、死亡している』場合の解決

容，2025 版《企业注销指引》也相应进行了修订。

- 完善了特殊情形的办理指引：针对企业股东失联不配合、营业执照（公章）遗失、法定代表人不配合等特殊情形，充分吸收地方在实践中形成的有效做法，完善了相关制度。例如：对于企业无法自行组织清算的情形，除“债权人、股东、利害关系人”外，新增“作出吊销营业执照、责令关闭或撤销决定的相关部门”，可向法院申请指定有关人员组成清算组进行清算。
- 大幅增加注销法律责任及相关提示条款：该部分条款从 2023 版的 19 条增加至 2025 版的 27 条，对强制注销、虚假代理、滥用公司法人独立地位和股东有限责任实施虚假注销行为等进一步明确法律责任。
- 专门增加“企业注销登记一件事”办理流程相关内容：各部门可通过信息共享实现业务联办，便利企业办理注销登记。

策を明確化した。上記の法律・法規・規則の改正内容に基づき、2025 年版『企業登記抹消手引』も相応に改訂された。

- 特殊状況における処理手引を整備：企業株主の連絡不能・非協力、営業許可証（社印）紛失、法定代表者の非協力などの特殊状況に対し、地方の実務で形成された有効な手法を十分に吸収し、関連制度を整備する。例えば、企業が自ら清算を実施できない場合、「債権者、株主、利害関係者」に加え、「営業許可証の取消し、閉鎖命令または撤回決定を行った関連部門」が新たに追加され、裁判所に対し清算グループを構成する関係者の指定を申請できる。
- 登録抹消に関する法的責任及び関連する注意条項を大幅に増加：当該条項は 2023 年版の 19 条から 2025 年版の 27 条に増加し、強制抹消、虚偽代理、会社法人格の独立性及び株主の有限責任の濫用による虚偽抹消行為などに対する法的責任をさらに明確化する。
- 「企業登録・抹消一括手続き」の内容を追加：各部門は情報共有により業務連携を実現し、企業の登録抹消手続きを円滑化する。

## 外汇与金融

### Foreign Exchange & Finance

#### 关于跨国公司本外币一体化资金池业务有关事宜的通知

- 【发布单位】 中国人民银行 国家外汇管理局
- 【发布文号】 银发〔2025〕251号
- 【发布日期】 2025年12月26日
- 【施行日期】 2025年12月26日

【Link】 <https://www.safe.gov.cn/safe/2025/1226/26960.html>

2021 年以来，中国人民银行、国家外汇管理局积极推动在深圳、北京、广东等地试点跨国公司本外币一体化资金池（以下简称“高版本资金池”）和跨境资金集中运营（以下简称“低版本资金池”）。《通知》在总结前期试点经验的基础上，在全国范围内推广高版本资金池，主要服务于大型跨国公司，准入门槛较高，主要内容如下：

## 外貨及び金融

#### 多国籍企業の外貨一体化プーリング業務に関する通知

- 【公布部門】 中国人民銀行 国家外貨管理局
- 【公布文号】 銀発〔2025〕251号
- 【公布日時】 2025年12月26日
- 【試行日時】 2025年12月26日

2021 年以来、中国人民銀行と国家外貨管理局は、深セン、北京、広東などの地域において、多国籍企業向け本外貨統合資金プーリング（以下「ハイレベル版資金プーリング」という）およびクロスボーダー資金集中運営（以下「ローレベル版資金プーリング」という）の試験的導入を積極的に推進してきた。『通知』は、これまでの試験的導入の経験を総括した上で、ハイレベル版資金プーリングを全国的に展開し、主に大規模な多国籍企業を対象とし、参入基準を高く設定している。主な内容は以下の通りである：

- 建立统一的本外币一体化资金池政策框架
  - 1) 将本外币资金池业务纳入统一管理，鼓励企业以本币开展资金池业务。
  - 2) 设置一年过渡期，开展其他跨境资金池业务且取得本通知资金池业务备案的，过渡期内需完成对其他跨境资金池业务所涉资金及账户清理。
- 准入条件：跨国公司除需满足基本合规条件外，还需达到以下量化指标：
  - 1) 参与资金池业务的境内外成员企业不得少于三家；
  - 2) 境内全部成员企业：上年度本外币国际收支规模合计金额 $\geq$ RMB70 亿元，且上年度营业收入合计金额 $\geq$ RMB100 亿元；境外全部成员企业：上年度营业收入合计金额 $\geq$ RMB20 亿元。
- 本外币一体化资金池功能
  - 1) 外债和境外放款额度集中业务
    - 境内成员企业可自行决定部分集中外债或境外放款的额度，集中比例每年度最多调整一次。
    - 跨国公司外债集中额度：暂定为主办企业和境内成员企业经审计的上年度所有者权益的 3.5 倍（境内成员企业选择部分集中的，按集中比例计算）。该政策与现行全口径模式下的外债额度基本一致，但一般企业的外债额度计算还需考虑“期限风险转换因子”。
    - 跨国公司境外放款集中额度：暂定为主办企业和境内成员企业经审计的上年度所有者权益的 0.8 倍（境内成员企业选择部分集中的，按集中比例计算）。该政策比一般企业和低版本资金池的境外放款政策（目前为 0.5 倍所有者权益）优惠。
- 统一的人民币·外货一体化资金 pooling 政策枠組みの構築
  - 1) 人民币·外货一体化资金 pooling 業務を統一管理下に組み入れ、企業が自国通貨で資金 pooling 業務を展開することを提案する。
  - 2) 1 年間の移行期間を設定し、その他のクロスボーダー資金 pooling 業務を展開し本通知の資金 pooling 業務届出を取得した場合は、移行期間内に当該業務に関連する資金及び口座の整理を完了する必要がある。
- 参入条件：多国籍企業は基本コンプライアンス条件を満たすほか、以下の定量指標を達成する必要がある：
  - 1) 資金 pooling 業務に参加する国内外のメンバー企業は 3 社以上であること。
  - 2) 国内全メンバー企業：前年度の国内通貨・外货国際収支規模合計額 $\geq$ 70 億元、かつ前年度営業収入合計額 $\geq$ 100 億元；海外全メンバー企業：前年度営業収入合計額 $\geq$ 人民币 20 億元。
- 人民币·外货一体化资金 pooling 機能
  - 1) 对外債務及び海外貸付枠集中業務
    - 国内メンバー企業は、集中する对外債務または海外貸付枠の一部を自分で決定可能である。集中比率は年 1 回まで調整する。
    - 多国籍企業外債集中枠：暫定として、主催企業及び国内メンバー企業の監査済み前年度所有者權益の 3.5 倍（国内メンバー企業が部分集中を選択する場合は集中比率で計算）。この政策は現行の全口径モードにおける外債枠と基本的に一致するが、一般企業の外債枠計算には「期限リスク轉換係数」の考慮が必要である。
    - 多国籍企業の海外貸付集中枠：暫定として、主催企業及び国内子会社の監査済み前年度所有者權益の 0.8 倍（国内子会社が部分集中を選択する場合は集中比率で計算）。本政策は一般企業及び旧版資金プ

ーリング制度の海外貸付政策(現行 0.5 倍所有者權益)より優遇されている。

2) 经常项目资金集中收付和轧差净额结算业务

- 经常项目资金集中收付: 主办企业通过国内资金主账户, 集中代理境内企业办理货物、服务贸易等经常项目收付款。
- 经常项目轧差净额结算: 主办企业通过国内资金主账户, 集中核算境内外成员企业一定时期内的经常项目应收应付资金, 合并为一笔净额结算。

3) 代理境外成员企业境外集中收付业务

主办企业可以通过国内资金主账户, 办理境外成员企业与境外交易对手间贸易项下往来资金集中收付业务, 该业务占用主办企业经备案的外债集中额度。

• 国内资金主账户功能

- 1) 资本项目收入结汇: 资本项目资金结汇后人民币资金可仍存放于国内资金主账户, 无需转入结汇待支付账户。
- 2) 资本项目支付便利: 资本项目收入支付使用时, 可在承诺交易真实合规后, 直接与合作银行办理, 事前逐笔向银行提供真实性证明材料。

商业银行并购贷款管理办法

- 【发布单位】 国家金融监督管理总局
- 【发布文号】 金规〔2025〕27号
- 【发布日期】 2025年12月31日
- 【施行日期】 2025年12月31日

【Link】 [https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202601/content\\_7053613.htm](https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202601/content_7053613.htm)

此次《办法》出台, 系对 2015 年版《商业银行并购贷款风险管理指引》的全面修订, 主要修订内容如下:

2) 经常项目资金的集中收付及净结业务

- 经常项目资金集中收付: 主催企業は国内資金メイン口座を通じて、国内企業に代わって貨物・サービス貿易等の經常項目収支を集中処理する。
- 經常項目ネット決済: 主催企業は国内資金メイン口座を通じて、国内外メンバー企業の一定期間における經常項目債権債務資金を集計し、1 件のネット決済に統合する。

3) 海外メンバー企業向け海外集中収支業務の代行

主催企業は国内資金メイン口座を通じて、海外メンバー企業と海外取引相手間の貿易取引に伴う資金の集中収支業務を処理でき、この業務は主催企業の届出済み対外債務集中枠を消費する。

• 国内資金メイン口座の機能

- 1) 資本項目収入の為替決済: 資本項目資金が為替決済された後、人民元資金は引き続き国内資金マスター口座に預け入れ可能であり、外貨決済待機支払口座への振替は不要である。
- 2) 資本項目支払いの利便性: 資本項目収入の支払い利用時、取引の真实性・適法性を承諾した後、提携銀行で直接処理可能。入金前に取引ごとに銀行へ真实性証明資料を提出する。

商業銀行による合併・買収貸付管理弁法

- 【公布部門】 国家金融監督管理總局
- 【公布文号】 金規〔2025〕第 27 号
- 【公布日時】 2025 年 12 月 31 日
- 【試行日時】 2025 年 12 月 31 日

本「弁法」は「商業銀行による合併・買収貸付リスク管理ガイドライン」を改定したもので、主な内容は以下の通りである:

• 拓宽并购贷款适用范围：

- 1) 《办法》在原有控制型并购贷款的基础上，允许并购贷款用于参股型并购，但参股型并购单次取得目标企业的股权比例不得低于 20%；
- 2) 明确允许开展“维持或增强控制型并购贷款”及“提升持股比例型并购贷款”

维持或增强控制型：单一并购方已获得目标企业控制权，为维持或增强控制权而受让或者认购股权（单次取得股权比例不得低于 5%），可申请控制型并购贷款；

提升持股比例型：单一并购方已持有目标企业 20% 及以上的股权，为提升持股比例而受让或者认购股权但未实现控制的（单次取得股权比例不得低于 5%），可申请参股型并购贷款。

• 明确并优化贷款条件：

- 1) 将控制型并购贷款占并购交易价款比例上限从 60% 提高至 70%，最长期限从 7 年延长至 10 年；
- 2) 规定参股型并购贷款占并购交易价款的比例不得高于 60%，贷款期限不超过 7 年；
- 3) 明确控制型并购贷款的权益性资金比例不低于 30%，参股型不低于 40%。

• 新增并购贷款置换要求：

- 1) 不允许用并购贷款置换存量并购贷；
- 2) 并购贷款可用于置换并购方已支付的并购价款，但应满足权益性资金最低比例等各项要求，并购贷款首次提款时间与拟置换的并购交易价款支付完成时间间隔不得超过 1 年。

• 商业银行准入条件

《办法》对开展控制型和参股型并购贷款的银

• M&A 融資の適用範囲拡大：

- 1) 本「弁法」は従来の支配型 M&A 融資に加え、出資型 M&A への融資を認めるが、持分型 M&A における単回取得目標企業の持分比率は 20% 以上とする。
- 2) 「支配維持・強化型 M&A 融資」及び「持株比率向上型 M&A 融資」の実施を明確に許可。

支配維持・強化型：単一買収者が既に対象企業の支配権を取得しており、支配権の維持・強化を目的として株式を譲受または引受ける場合（単回取得持株比率 5% 以上）、支配型 M&A 融資を申請可能。

持株比率向上型：単一買収者が既に対象企業の 20% 以上の株式を保有し、持株比率向上のために株式を譲受または引受けるが支配権を獲得しない場合（単回取得持株比率 5% 以上）、持株型 M&A 融資を申請可能。

• 融資条件の明確化・最適化：

- 1) 支配型 M&A 融資の取引価格に対する上限比率を 60% から 70% に引き上げ、最長期間を 7 年から 10 年に延長。
- 2) 出資型 M&A 融資の取引価格に対する比率を 60% 以下とし、融資期間を 7 年以内と規定。
- 3) 支配型 M&A 融資の持分比率を 30% 以上、出資型を 40% 以上と明確化。

• M&A 融資の借り換え要件を新設：

- 1) 既存の M&A 融資を M&A 融資で借り換えることは認めない；
- 2) M&A 融資は買収側が既に支払った買収代金の借り換えに使用できるが、自己資本比率の最低要件など各条件を満たす必要があり、M&A 融資の初回引き出し時期と借り換え対象となる買収代金支払完了時期の間隔は 1 年を超えてはならない。

• 商業銀行の参入条件

本『弁法』は支配型・持分型 M&A 融資を扱う銀

行设置了差异化的准入条件(如最低资产规模要求等),只有部分符合准入条件的银行可从事此类业务。其中,从事参股型并购贷款的准入门槛更高。

行に対し、差別化された参入条件(最低資産規模要件等)を設定しており、条件を満たす一部銀行のみが当該業務を扱える。特に出資型M&A融資の参入ハードルはより高いである。

### 金融机构客户受益所有人识别管理办法

【发布单位】 中国人民银行  
【发布文号】 中国人民银行令〔2025〕第12号  
【发布日期】 2025年12月19日  
【施行日期】 2026年1月20日

【Link】 <https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144957/2025121919412749702/index.html>

《办法》精准衔接客户尽职调查、受益所有人信息管理相关规定,通过统一受益所有人识别标准、构建风险差异化机制与监管闭环,提升金融机构反洗钱、反恐融资实操能力,切实保障金融业务的合规运营与透明化开展。核心要点如下:

- 适用范围:涵盖银行、证券、保险、支付机构等所有需履行客户尽职调查义务的金融机构。
- 核心原则与适用对象:金融机构应遵循“基于风险、合理性、可靠性”三大原则,对所有非自然人客户(不含个体工商户)开展受益所有人识别与核查。
- 明确受益所有人识别标准,强化穿透式核查要求,确保追溯至最终自然人。
  - 1) 法人与非法人组织:识别标准与《受益所有人信息管理办法》一致,满足以下任一条件即认定为受益所有人: a) 直接/间接最终拥有 25%以上股权/权益; b) 享有 25%以上收益权/表决权; c) 单独/联合实际控制。无前述情形则认定负责日常经营管理的人员为受益所有人。
  - 2) 分支机构:国内分支机构直接沿用总公司受益所有人信息;外国公司分支机构除识别总公司受益所有人外,至少再认定 1 名本地高管为受益所有人。

### 金融機関の顧客受益者本人確認管理弁法

【公布部門】 中国人民銀行  
【公布文号】 中国人民銀行令〔2025〕第12号  
【公布日時】 2025年12月19日  
【試行日時】 2026年1月20日

本『弁法』は、顧客デューデリジェンス及び実質的所有者情報管理に関する規定を精密に連携させ、実質的所有者識別基準の統一、リスク差別化メカニズムの構築及び監督管理の閉ループ化を通じて、金融機関のマネーロンダリング対策及びテロ資金供与対策の実務能力を向上させ、金融業務のコンプライアンス運営と透明性ある実施を確実に保障する。主な要点は以下の通りである:

- 適用範囲:銀行、証券、保険、決済機関など、顧客デューデリジェンス義務を履行する必要があるすべての金融機関を対象とする。
- 核心原則と適用対象:金融機関は「リスクベース、合理性、信頼性」の三大原則に従い、すべての非自然人顧客(個人事業主を除く)に対して実質的受益者の識別と確認を実施しなければならない。
- 実質的受益者識別基準を明確化し、貫通型確認要求を強化し、最終的な自然人まで遡及することを確保する。
  - 1) 法人及び非法人組織:識別基準は『受益者所有者情報管理弁法』と一致し、以下のいずれかの条件を満たす者を受益者所有者と認定する: a) 直接/間接的に 25%以上の株式/持分を最終所有する者; b) 25%以上の収益権/議決権を有する者; c) 単独/共同で実質的に支配する者。上記に該当しない場合、日常的な経営管理を担当する者を受益者と認定する。
  - 2) 支店:国内支店は本社の受益者情報を直接継承する。外国企業の支店は本社の受益者を特定するほか、現地の幹部職員少なくとも 1 名を受益者として追加認定する。

- |  |   |
|--|---|
| <p>3) 信托类: 信托当事人(委托人/受托人/受益人等)或其他对信托行使最终有效控制的自然人。</p> <p>4) 资产管理产品: 参照法人与非法人组织的识别标准。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 规范受益所有人识别核实的要求             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 明确受益所有人识别核实整体流程和要求, 以及应识别、保存的受益所有人信息要素。</li> <li>2) 基于风险采取差异化的识别核实措施: 对于低风险情形, 可豁免或简化识别; 对于高风险情形(如客户/交易来自高风险国家、股权复杂无法核验、高管/受益人频繁无故变更等), 应采取加强措施。若金融机构通过对交易金额、频次、产品类型设限仍超出风险管理能力的, 应拒办或终止业务关系。</li> <li>3) 高风险关联分析: 如自然人客户出现高风险时, 需筛查其作为受益所有人在本机构的全部非自然人客户, 并进行关联分析, 同时采取必要的客户尽调或者洗钱风险管理措施。</li> <li>4) 持续性要求: 在客户业务存续期内, 金融机构应持续关注客户整体状况及交易情况, 及时更新受益所有人信息。</li> </ol> </li> <li>• 建立差异反馈机制             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 金融机构应将其识别结果与受益所有人信息查询管理系统(“系统”)中的备案信息进行比对, 并建立健全差异反馈制度。</li> <li>2) 金融机构有合理理由认为系统中的备案信息不准确而导致差异且差异重大的, 应在 30 个工作日内通过系统提交差异报告。发现客户应备案未备案的, 经提示后仍未备案的, 也需报送差异报告。</li> </ol> </li> </ul> | <p>3) 信託類: 信託当事者(委託者/受託者/受益者等)または信託に対して最終的な実効支配を行使するその他の自然人である。</p> <p>4) 資産運用商品: 法人及び非法人組織の識別基準を参照する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 受益者所有者の識別・確認に関する要件の規範化             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 受益者所有者の識別・確認に関する全体的なプロセスと要件、ならびに識別・保存すべき受益者所有者情報の要素を明確化する。</li> <li>2) リスクに基づく差別化された識別・確認措置: 低リスク状況では識別を免除または簡素化可能。高リスク状況(顧客/取引が高リスク国由来、株式構造が複雑で検証不能、幹部/受益者の頻繁かつ理由なき変更等)では強化措置を実施。金融機関が取引金額・頻度・商品タイプに制限を設けてもリスク管理能力を超える場合、取引を拒否または業務関係を終了する。</li> <li>3) 高リスク関連分析: 自然人顧客に高リスクが認められた場合、当該顧客が受益所有者として当行に保有する全ての非自然人顧客をスクリーニングし、関連分析を実施するとともに、必要な顧客デューデリジェンスまたはマネーロンダリングリスク管理措置を講じる。</li> <li>4) 継続的要件: 顧客取引存続期間中、金融機関は顧客の全体状況及び取引状況を継続的に注視し、受益者情報を適時更新すること。</li> </ol> </li> <li>• 差異フィードバック体制の構築             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 金融機関は、自らが識別した結果と受益者情報照会管理システム(「システム」)の登録情報を照合し、差異フィードバック制度を整備・確立すること。</li> <li>2) 金融機関がシステム内の登録情報が不正確であるため差異が生じ、かつその差異が重大であると合理的な理由をもって判断した場合、30 営業日以内にシステムを通じて差異報告書を提出しなければならない。顧客が登録すべき事項を登録していないことを発見し、注意喚起後も登録されない場合も、差異報</li> </ol> </li> </ul> |
|--|---|

告書を提出する必要がある。

• 《办法》实施后的过渡措施

- 1) 对于未满足《办法》有关受益人识别标准或识别核实要求的存量非自然人客户，应自《办法》施行之日起6个月内完成较高风险以上客户的受益所有人识别核实工作，2年内完成全部存量客户的识别核实工作。
- 2) 对于长期不动户（如久悬户、睡眠户），可延至客户重新激活账户或办理业务时再开展。

• 本『弁法』施行後の移行措置

- 1) 本弁法の受益者識別基準または識別確認要件を満たしていない既存の非自然人顧客については、本弁法施行日から6ヶ月以内に高リスク以上の顧客の受益者所有者識別確認を完了し、2年以内に全既存顧客の識別確認を完了しなければならない。
- 2) 長期不動口座（長期未利用口座、休眠口座など）については、顧客が口座を再活性化するか取引を行う時まで実施を延期することができる。

## 近期热点 Recent Hot Topics

- 自2026年1月1日起，《增值税法》及《增值税法实施条例》正式施行，这对企业日常的财务核算及纳税申报将产生哪些影响？
- 企业注销登记后，税务机关是否还可能继续追缴欠税并予以处罚？企业股东会否被要求对注销登记前的企业债务承担连带责任？
- 近期，财政部对《企业会计准则第30号——财务报表列报》及配套利润表格式发布了修订征求意见稿，其修订内容主要涉及哪些方面？就此，企业可以做哪些准备？

## トピックス

- 2026年1月1日から、『増値税法』及び『増値税法実施条例』が正式に施行され、企業の財務会計及び納税申告にどのような影響が生じるでしょうか？
- 企業が登記抹消した後、税務機関は未納税金の追徴と罰則を継続して行う可能性であるか？企業の株主は連帯責任を負うべきでしょうか？
- 『企業会計基準第30号』及び関連する損益計算書フォーマットの意見募集稿において、主な改正内容はどの分野に及ぶでしょうか？これに対し、企業はどのような準備をするべきでしょうか？

ご質問などございましたら、下記の連絡先までお気軽にお問い合わせくださいませ。

範 蓉 (Jane)

法務部責任者

☎ 135-0177-7091

✉ [fanrong@seahonor.com](mailto:fanrong@seahonor.com)

黄 屹 (Lucy)

財税部責任者

☎ 137-6193-2188

✉ [huangyi@seahonor.com](mailto:huangyi@seahonor.com)

陳 泓 (Nikko)

日本デスク責任者

☎ 186-2191-6721

✉ [chenhong@seahonor.com](mailto:chenhong@seahonor.com)

蘇 小芳 (Cynthia)

税務サービス連絡窓口

☎ 138-1853-0811

✉ [suxiaofang@seahonor.com](mailto:suxiaofang@seahonor.com)

田 方 (Tiffany)

会計サービス連絡窓口

☎ 138-1609-0515

✉ [tianfang@seahonor.com](mailto:tianfang@seahonor.com)

顧 敏 (Minnie)

人事サービス連絡窓口

☎ 139-1713-2663

✉ [gumin@seahonor.com](mailto:gumin@seahonor.com)